

平成12年度 社会 保障 費

—解説と分析—

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部

2002年(平成14年)12月13日「平成12年度社会保障給付費」を公表した。本稿では平成12年度の解説と分析をおこなう。なお、研究所のホームページで、配布資料全ページを公開している。公開形式はHTML形式とエクセルファイルのダウンロード形式で、配布資料同様の内容もPDFファイルのダウンロード形式で提供されている。

第1部 解説編

I 平成12年度社会保障給付費の概要

- 1 平成12年度の社会保障給付費は78兆1,272億円であり、対前年度増加額は3兆855億円、伸び率は4.1%で前年度並だった。
- 2 社会保障費の対国民所得比は20.53%となり、20%を超えて過去最高を記録した。これは社会保障給付費が増加している一方で、国民所得の対前年度伸び率が△0.3%と下落したことによる。
- 3 国民1人当たりの社会保障給付費は61万5,500円で、対前年度伸び率は3.9%となっている。
- 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、「医療」が26兆62億円で総額に占める割合は33.3%、「年金」が41兆2,012億円で総額に占める割合は52.7%、「福祉その他」が10兆9,198億円で14.0%である。
- 5 「医療」の対前年度伸び率は△1.5%で、昭

和40年度に3区分で集計を開始して以後初めて減少した。

- 6 「年金」の対前年度伸び率は3.2%であり、平成12年度は物価スライドによる給付額の改定がなかったため、推計開始以来最低の伸び率を前年に続いて更新した。
- 7 生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉費等からなる「福祉その他」の対前年度伸び率は25.0%で、前年度伸び率を20.1%ポイント上回っている。これは、介護保険が「福祉その他」に分類されたからである。具体的には介護保険制度の創設により、「医療」給付の一部(老人保健施設療養費や老人訪問看護費等)を介護保険給付として分類し直した。この影響で三分類「医療」、「年金」、「福祉その他」の構成割合が、「福祉その他」が対前年度比率で2.3%ポイント大きくなり、「医療」が△1.9%ポイント減、「年金」が△0.5%ポイント減となった。

表2のように機能別にみると最も大きいのは老齢年金や老人福祉サービス給付費などからなる「高齢」であり36兆8,270億円、総額に占める割合は47.1%である。2番目に大きいのは医療保険

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成11年度	平成12年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 750,417 (100.0)	億円 781,272 (100.0)	億円 30,855	% 4.1
医療	263,953 (35.2)	260,062 (33.3)	△3,891	△1.5
年金	399,112 (53.2)	412,012 (52.7)	12,900	3.2
福祉その他	87,352 (11.6)	109,198 (14.0)	21,846	25.0
介護対策(再掲)		32,635 (4.2)		

注) 括弧内は構成割合(%), 公表資料の表1に該当。

表2 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成11年度	平成12年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 750,417 (100.0)	億円 781,272 (100.0)	億円 30,855	% 4.1
高齢	336,485 (44.8)	368,270 (47.1)	31,785	9.4
遺族	57,328 (7.6)	58,747 (7.5)	1,420	2.5
障害	18,461 (2.5)	18,747 (2.4)	285	1.5
労働災害	10,449 (1.4)	10,377 (1.3)	△72	△0.7
保健医療	260,770 (34.8)	256,408 (32.8)	△4,363	△1.7
家族	20,370 (2.7)	22,826 (2.9)	2,456	12.1
失業	28,037 (3.7)	26,271 (3.4)	△1,766	△6.3
住宅	1,776 (0.2)	1,986 (0.3)	211	11.9
生活保護その他	16,741 (2.2)	17,641 (2.3)	900	5.4

注) 括弧内は構成割合(%), 公表資料の表4に該当。

や老人保健などの医療給付などからなる「保健医療」であり25兆6,408億円, 総額に占める割合は32.8%で, これら上位2機能分類で, 総額の80.0%を占めている。

平成12年度においては児童手当の給付対象の

表3 項目別社会保障財源

	平成11年度	平成12年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 971,028 (100.0)	億円 901,562 (100.0)	億円 △69,466	% △7.15
I 社会保険料	545,358 (56.2)	549,694 (61.0)	4,336	0.80
事業主拠出	284,271 (29.3)	283,106 (31.4)	△1,165	△0.41
被保険者拠出	261,087 (26.9)	266,589 (29.6)	5,501	2.11
II 税	246,626 (25.4)	252,184 (28.0)	5,558	2.25
国	195,064 (20.1)	197,066 (21.9)	2,002	1.03
地方	51,562 (5.3)	55,118 (6.1)	3,556	6.90
III 他の収入	179,045 (18.4)	99,684 (11.1)	△79,360	△44.32
資産収入	144,381 (14.9)	64,976 (7.2)	△79,406	△55.00
その他	34,663 (3.6)	34,708 (3.8)	45	0.13

注) 括弧内は構成割合(%), 公表資料の表7に該当。

拡大(平成12年6月以後, 3歳未満児から義務教育就学前の児童の養育者へ拡大)などから「家族」の伸びが12.1%と最も高くなった。「失業」が前年度と比較して減っていることも特徴である。不況がつづき近年日本の完全失業率は増加しつづけているとの印象があるが, 平成12年度は求職者給付の支給が減少した。そのため, 「失業」が対前年度比で△6.3%減った¹⁾。

II 平成12年度社会保障財源の概要

公表資料では, 第10表および第11表で財源の推移を示した。前者は第18次までの調査票に, 後者は第19次の調査票に基づいて集計された。

1 平成12年度の社会保障収入総額は90兆1,562億円で, 対前年度比で△7.15%下落した。

注) 収入総額とは, 社会保障給付費の財源に加えて, 積立金への繰入・管理費および給付外の施設整備費の財源も含む。

- 2 大項目では「社会保険料」が54兆9,694億円で、収入総額の61.0%を占める。次に「税」が25兆2,184億円で、収入総額の28.0%を占める。
- 3 社会保険料収入のうち事業主拠出だけが対前年度比で減少した。
- 4 「他の収入」の急激な減少(△44.32%)は、資産収入の減が主な理由だった。具体的には、平成12年度の国内株式相場の低迷等により、厚生年金基金の運用利回りが△9.93%を示した実態を反映している。(詳しくは第2部分分析編参照)

第2部分分析編

I 資産収入について

社会保障給付費では給付(支出)だけでなく税源(収入)も公表されている。平成12年度における収入総額は90兆1,562億円となり、対前年度比較で△7.2%の減少となった。収入総額が対前年度比較で減少したのは資産収入の減少が考えられる(表4参照)。社会保障給付費で資産収入を計上している制度には健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金等、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合などがある。その中で平成12年度における対前年度比較で減少幅がもっとも大きいのは厚生年金基金等である²⁾。平成11年度における厚生年金基金等の資産収入は7兆3,355億円であったのに対し平成12年度における厚生年金基金等の資産収入は1,396億円となっている。また、対前年度比較では△98%となっている(表5参照)。このように厚生年金基金等の資産収入は、社会保障給付費における資産収入に影響を与えているが、ここでは厚生年金基金の収支状況と社会保障給付における厚生年金基金等の資産収入を照らしあわせて考察することにする。

表5は社会保障給費における厚生年金基金等の資産収入と『厚生年金基金決算報告書』から厚生年金基金の運用収益を平成元年度から比較したものである。厚生年金基金等の資産収入とは運用収

表4 項目別社会保障財源の推移

年度	合計	社会保険料	税	他の収入	
				資産収入	その他
	億円	億円	億円	億円	億円
1996(8)	871,202	527,160	213,323	96,594	34,125
1997(9)	901,366	548,234	217,552	104,424	31,156
1998(10)	892,610	549,807	219,898	89,989	32,916
1999(11)	971,028	545,358	246,626	144,381	34,663
2000(12)	901,562	549,694	252,184	64,976	34,708

対前年度伸び率

年度	合計	社会保険料	税	他の収入	
				資産収入	その他
	%	%	%	%	%
1997(9)	3.5	4.0	2.0	8.1	△8.7
1998(10)	△1.0	0.3	1.1	△13.8	5.6
1999(11)	8.8	△0.8	12.2	60.4	5.3
2000(12)	△7.2	0.8	2.3	△55.0	0.1

出所)「社会保障給付費」。

表5 資産収入と運用収益の比較

(単位:億円)

	社会保障給付費		厚生年金基金決算	
	資産収入	伸び率	運用収益	伸び率
平成元年度	14,554		15,364	
平成2	15,058	3%	15,955	4%
平成3	13,959	△7%	14,928	△6%
平成4	11,296	△19%	12,384	△17%
平成5	14,243	26%	14,222	15%
平成6	11,501	△19%	11,485	△19%
平成7	13,992	22%	13,987	22%
平成8	11,974	△14%	11,964	△14%
平成9	22,158	85%	10,201	△15%
平成10	12,859	△42%	12,866	26%
平成11	70,336	447%	70,339	447%
平成12	1,396	△98%	△60,439	△186%

注) 1. 資産収入は社会保障給付費における厚生年金基金等の資産収入である。

2. 運用収益は厚生年金基金決算報告書における厚生年金基金の運用収益である。

出所)「社会保障給付費」。

「厚生年金基金決算報告書」。

益と近い概念と思われる。両者を比較して異なる伸び率になっているのは平成9年度と平成12年度である。

平成9年度から年金資産額の評価方法が簿価か

ら時価に移行した。その結果、厚生年金基金決算報告書において簿価を引き継いでいる運用収益と、この年はじめて時価を採用して評価益を追加計上した社会保障給付費の資産収入の間に差がうまれたと考えられる³⁾。平成9年度以外では平成12年度における違いが際だっている。社会保障給付費における厚生年金基金等の個票データには歳入項目と歳出項目があるが、平成12年度の歳出項目のその他には「運用損失等」が約6兆2,000億円計上されている。平成12年度の資産収入から6兆2,000億円を引くと△6兆604億円となり平成12年度の運用収益とほぼ等しくなる。この関係を数式で表すと次のようになる。

運用収益＝資産収入－歳出項目の

その他の運用損失等 … (A)

仮に上記関係が成立する場合、社会保障給付費における厚生年金基金等の資産収入は注意が必要である。前述(A)の関係は次のようにも表現できるからである。

資産収入＝運用収益＋歳出項目の

その他の運用損失等 … (B)

従って、運用収益がマイナスになっても歳出項目中の「その他の運用損失等」を計上することによって、資産収入をプラスにすることができる。つまり厚生年金基金の運用収益が社会保障給付における厚生年金基金等の資産収入と同じ動きをしめさない場合が起こりうるのである⁴⁾。

II 介護保険制度の創設に伴う給付費の計上について

平成12年4月から、介護を必要とする高齢者を国民全体で支えるための新たな仕組みとして、介護保険制度が導入された。介護保険制度は、これまでの高齢者に対する保健福祉サービスを基礎としながら、これを更に充実させる新しい制度である。平成12年度社会保障給付費においては、介護保険制度導入に伴い集計形式を変更したので、そのこととあわせて費用統計上の介護保険制度について概観する。

1 介護に関連する項目について

従来の高齢者に対する介護サービスは、一部は老人福祉法に基づく公費による高齢者福祉サービスとして給付され、また一部は老人保健(医療分)給付の中で行われていた。そのため、部門別社会保障給付費で見ると、従来介護サービスは、それぞれ「福祉その他」と「医療」に計上されていた。しかし、介護保険制度導入を機に、平成12年度からは「福祉その他」へ一本化して計上し、かつ「介護対策」として再掲することにした。

さて、平成12年度社会保障給付費報告書には、「介護サービス給付」に関係のある項目が散見される。そこで、表6に主な項目を示す。まず、介護保険制度そのものを示すのは、①である。4.介護保険の行をたどることにより、収入及び支出を

表6 介護保険の費目を含む項目

項目名	金額	掲載ページ	表タイトル	備考
① 4.介護保険		P.20～26	第9表 平成12年度社会保障費用①～④	行
② 4.介護保険：給付計 介護保険	32,521億円	P.25 P.17	第9表 平成12年度社会保障費用③ 第7表 制度別社会保障給付費の推移	
③ 介護対策－現物：総計 介護対策－現金：総計	32,353億円 282億円	P.24	第9表 平成12年度社会保障費用③	列
④ 介護対策(再掲)	32,635億円	P.2	表1 部門別社会保障給付費	
⑤ 老人福祉サービス給付費	35,698億円	P.6 P.15	表6 高齢者関係給付費 第5表 高齢者関係給付費の推移	

注) 掲載ページとは、公表資料「平成12年度社会保障給付費」に対応している。公表資料はPDF形式で研究所のホームページよりダウンロードすることができる。

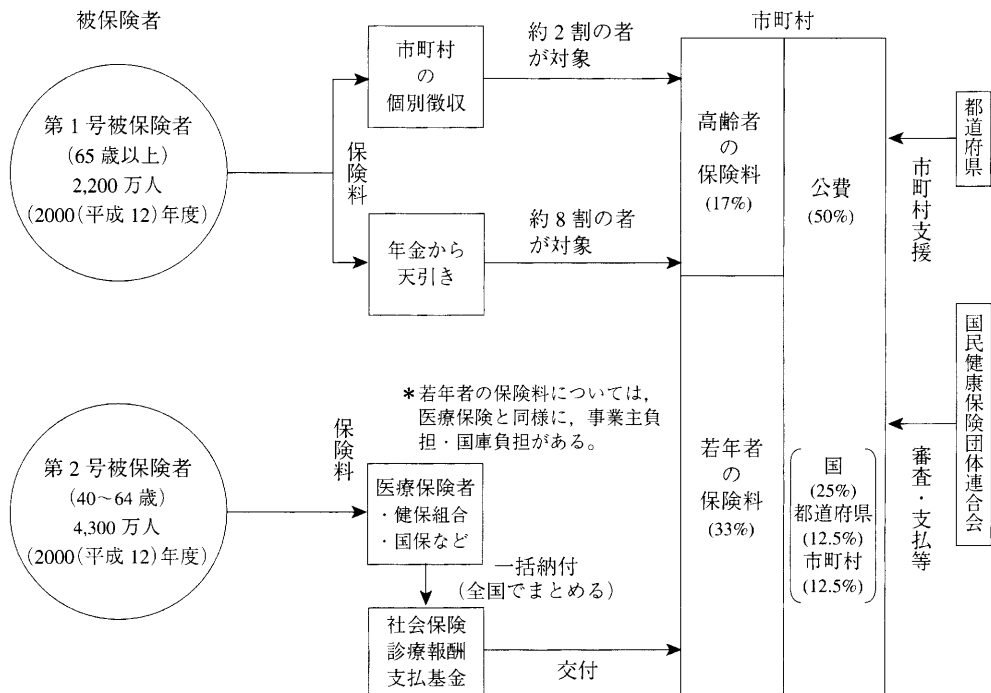
詳細に知ることができる。そのうち、介護保険制度による給付のみを示すのが②であり、介護保険制度の介護対策⁵⁾の合計値を意味する。次に、介護対策の列を縦にたどった総計が③である。介護保険制度による給付に加えて、「介護対策－現物」には公衆衛生制度の原爆被爆者介護保険法一部負担金及び生活保護制度の介護扶助が、「介護対策－現金」には船員保険・雇用保険・国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合の4制度における介護休業給付が、それぞれ計上されている。これらの介護対策の合計値が、④に等しく、部門別社会保障給付費において再掲されている介護対策である。最後に、⑤の老人福祉サービス給付費は、④の介護対策給付費に、社会福祉制度による在宅福祉サービス費等を加えた値である。

2 収入について

介護保険制度では、かかる費用の1割を利用者が利用料として負担し、残り9割の費用について

は、図1の通り「保険料」と「公費(税金)」で、それぞれ50%ずつまかなうこととなっている。介護保険制度の負担については、図1にしたがって、65歳以上の第1号被保険者の保険料は主に老齢・退職年金から天引きされ、40～64歳の第2号被保険者については加入している医療保険の保険料に上乘せして徴収される、と説明されることが多い。

平成12年度の実績を、図2に示す。まずこの図を見るときに留意しなければならないのは、平成12年度が介護保険制度導入初年度であり次に紹介するように必ずしも法律上定められた財源構造にはなっていないということである。例えば、第1号被保険者保険料に関しては、半年間は全く保険料を徴収せず、半年間は半額徴収、という経過措置がとられたため、全ての人から全額徴収できていたとしても、法定徴収額の1/4にとどまっていた。また、国庫負担には法定負担25%の他に、臨時特例交付金(円滑導入基金)が含まれて



出所) 『平成12年度版 厚生白書』。

図1 介護保険制度の財源構成

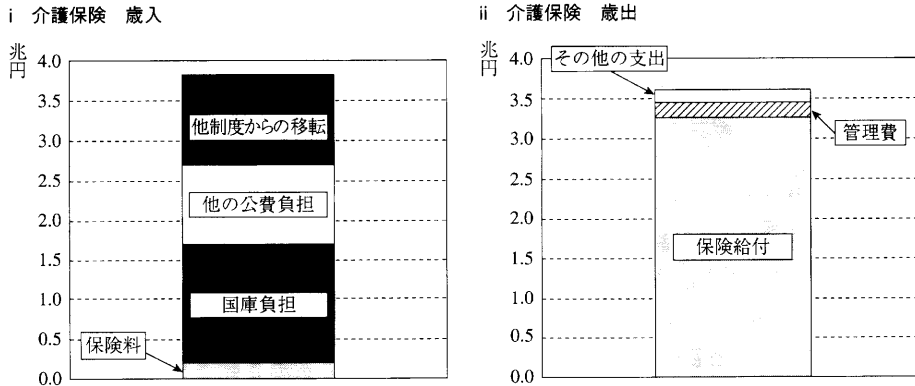


図 2 介護保険 歳入と歳出の構造 (平成 12 年度実績)

表 7 被保険者負担の流れ

各医療保険		介護保険	
	収入 抛出	支出 他制度への移転	収入
政府管掌健康保険	保険料 (税)	3,016 億円	保険料 1,924 億円
組合管掌健康保険		2,847 億円	他制度からの移転 11,243 億円
国民健康保険		4,388 億円	
船員保険		15 億円	
私立学校振興・共済事業団		81 億円	
国家公務員共済組合		236 億円	
地方公務員等共済組合		687 億円	
	計	11,271 億円	

おり、法定負担額より大きくなっている。

さて、図 2-i は、表 6 の①で示した「介護保険」の収入構造より作成したグラフである。このグラフで最も目につくのは、図 1 で示した介護保険の財源構成では保険料で 50%をまかなうとしているにもかかわらず、集計結果そのものの介護保険財源においては保険料収入が非常に小さく、それに比べて、「他制度からの移転」が非常に大きいことである。これは、社会保障給付費の集計する介護保険制度においては、保険料とは第 1 号被保険者の保険料のみを意味し、第 2 号被保険者による負担は「他制度からの移転」⁶⁾と示されているためである。では、いわゆる第 2 号被保険者の保険料は、どのような形で計上されているのだろうか。第 2 号被保険者分は、各健康保険制度の

被保険者抛出及び事業主抛出として計上されている。

実際の流れは、表 7 に示す通りである。まず、各医療保険制度において、保険料の一部として抛出され、他制度への移転の一部である介護納付金として診療報酬支払基金に移転される。診療報酬支払基金は、各医療保険制度から徴収した納付金を介護給付費交付金として交付するので、介護保険制度収入には他制度からの移転としてあらわれるのである。このような負担の流れからわかるように、決算統計上は第 2 号保険料というものは存在せず、老人保健制度における老人保健抛出金と同様の制度間費用の受け渡し、すなわち財源調整によって、介護保険の財源に一部が支弁されているのである。

3 支出について

介護保険制度の保険給付は、図2-iiからもわかる通り約3.3兆円であり、支出の9割を占めている。この給付の内訳は、介護サービス等諸費、支援サービス等諸費、高額介護サービス等費、市町村特別給付費、審査支払手数料、その他の保険給付費と、保健福祉事業費からなる。では、市町村を保険者とする介護保険制度の1つの特色である、市町村独自の『上乘せサービス』⁷⁾や『横だしサービス』⁸⁾は、給付費にどのようにあらわれているであろうか。『横だしサービス』として介護保険制度の給付の約0.01%である約4億円が市町村特別給付に計上されている他には、明示的にはあらわれてこない。『上乘せ・横だしサービス』が、市町村独自のサービスであり、そのサービスを賄うための独自財源が第1号被保険者保険料のみであるという性質上、初年度の給付の規模が小さいことは想像に難くない。介護保険料の高騰を避けたい多くの市町村が『上乘せ・横だしサービス』の実施を見送っていることもあり、次年度以降の動向に注目したい。

4 社会保障給費への計上に関する課題について

厚生労働省では、「介護保険特別会計経理状況介護サービス事業勘定」を公表⁹⁾している。これは、市町村が自ら介護保健施設の運営等を保健福祉事業として行っている場合の、サービス提供を行っている事業に関する、事業者としての会計である¹⁰⁾。このサービス事業勘定に示されている国庫支出金や都道府県支出金は、それぞれ国庫負担や地方負担であるし、居宅サービス事業費や施設介護サービス事業費、居宅介護支援事業費などの事業費は給付を含むと考えられる。そうであるならば、社会保障給付費の考え方に基づくと、地方が行っている介護サービス事業に関しても、一部自己負担分を除いてすべて給付費に計上すべきではないだろうか。しかし、平成12年度より集計がはじまった介護サービス事業勘定は、制度施行初年度で時間をかけて精査されるべき費用であるとの原局の判断により、社会保障給付費への計上を平成12年度は行っていない。ちなみに平成12

年度介護サービス事業勘定に計上された給付費¹¹⁾は約169億円であった。このような地方単独事業の給付費計上については社会保障給付費では従来からも課題となっているところなので、将来的にデータの精度を確保した上で計上することになるだろう。

平成12年度社会保障給付費の推計作業およびとりまとめは、勝又幸子・宮里尚三・佐藤雅代が担当した。本資料に関する問い合わせは次で受ける。

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部 第3室 03-3595-2985 (総合企画部直通) 又は勝又幸子 (YUKIKO-KA@ipss.go.jp)

社会保障給付費及び国際比較データはすべて国立社会保障・人口問題研究所のホームページで公表している。http://www.ipss.go.jp

本文の表章で△は減少数(率)を表わす。

注

- 1) 雇用保険の求職者給付1,492億円の減は、受給者実人員の減によるものである。

一般求職者給付の支給状況	受給者実人員	支給総額	完全失業率
H10年度	1,053千人	2兆0,165億円	4.1%
H11年度	1,068千人	2兆1,095億円	4.7%
H12年度	1,029千人	1兆9,909億円	4.7%

※ 厚生労働省職業安定局「雇用保険事業統計」、総務省統計局「労働力調査」による。

- 2) 厚生年金基金等とは厚生年金基金と石炭鉱業年金基金である。なお、厚生年金基金には、厚生年金の代行部分の給付も含まれている。
- 3) 平成9年度以前においては資産も資産以外も簿価ベースであったが、平成9年度より時価ベース評価に変更された。平成9年度においては簿価から時価への移行にともなう評価益(1,636億円)が含まれており、前年度に比べて大きな変化があった。
- 4) 表7から分かるように平成9年度と平成12年度以外は厚生年金基金の運用収入と社会保障給付費における厚生年金基金等の資産収入は、ほぼ同じ値である。したがって、運用収入がマイナスにならない限り、社会保障給付費における厚生年金基金等の資産収入と厚生年金基金の運

用収入はほぼ同じものと考えても問題が無いように思われる。

- 5) 介護保険制度の介護対策(32,521億円)＝現物(32,255億円)＋現金(266億円)。
- 6) 制度別個票では費目名で支払基金交付金とされている。
- 7) 市町村が独自に定めた、法定の支給限度基準額を超える額を当該市町村における支給限度基準額として行うサービス給付。
- 8) 法定給付サービスの他に、市町村が独自に条例により定め行うサービス給付。保健福祉事業を『横だしサービス』に加える場合もある。
- 9) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jokyo00/index.html> 第24表として掲載。第23表「介護保険特別会計経理状況 保険事業勘定」が、社会保障給付費集計のために厚生労

働省から提供を受けた数値に近い。

なお、社会保障給付費の範疇では、介護サービス勘定の精度が上がったとしても、他制度との関係で介護サービス勘定をそのまま追加的に計上することはできない。

- 10) 介護保健施設の運営等を保健福祉事業として行っていない市町村には、介護サービス事業勘定は無い。
- 11) 事業費(居宅サービス事業費、施設介護サービス事業費、居宅介護支援事業費、その他)合計。
(かつまた・ゆきこ 総合企画部第3室長)
(みやざと・なおみ 社会保障応用分析研究部研究員)
(さとう・まさよ 総合企画部研究員)

国際機関における社会保障費用の国際統計整備の現状

—ILO, OECD, EUROSTATの動向から—

勝又 幸子

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は2002年12月に「平成12(2000)年度社会保障給付費」の公表を行った。配布資料および研究所ホームページで公表データはすべて入手することができる。給付費のとりまとめは日本の社会保障給付費の推計が主たる活動だが国際比較のデータも付録として収載してきた。しかし過去3年間日本以外の国のデータ更新が行われていない。これは、データ元のILOがデータを更新できないでいるからである。ILO本部への問い合わせでは第19次調査の回答率が低調になったことで第19次調査から採用した「機能別分類」の見直しを行っているという回答だった。しかし、その背景には国際機関間の協力の在り方に関する課題が見え隠れする。

社会保障分野は国の経済発展の度合いおよび人口高齢化や社会制度の成熟度に大きく影響をうける分野であり、ILOのような国連加盟国全体を対象にする機関では、焦点を絞りにくい分野である。それに比べ先進国クラブと言われるOECDは共通の社会経済問題をあげやすい。しかし欧州連合(EU)の地域的活動が活発になるにつれ、欧州委員会(European Commission:共同体法を提案し実施する権限をもつ委員会)の一部局、統計局(EUROSTAT:ユーロスタット)の役割が相対的に大きくなってきた。そこでOECDの加盟国の半数以上を占めるEU加盟国は国際機関に対する二重の情報提供を回避するためEUROSTATにOECD

のみならずILOに対する情報提供を委託したのである。国際機関間の協力としては効率化の面からも結構なことだが、そこで目標とされたのは統合された国際比較データの作成ではなく、それぞれの国際機関が類似点の多い「異なる」費用統計を維持する方向だった。OECDが社会支出統計(Social Expenditure database)の公表を始めたのが1998年、ILOが第19次調査として従来の制度別分類から機能別分類を公表し始めたのが1999年だった。OECDは当初からEUROSTATからデータの提供を受け、ILOは第19次調査から協力を受けることになった。

各国際機関が「独自」の費用統計に関心を持つ理由は、その存在意義を国際社会や加盟国に示す意味で重要である。国民経済計算、労働統計、保健医療統計など主な国際機関はそれぞれのデータを持っている。しかし社会支出の統計については「独自」とはいいがたい「相乗り」の構造がある。それはOECDやILOがデータ提供をEUROSTATに依存していることと、そもそも社会支出の定義や費用統計のまとめ方についての基礎的研究についてもEUROSTATの蓄積(1996年ユーロスタットマニュアル¹⁾)を援用させてもらっているからである。EU諸国のデータ収集をEUROSTATに依存せざるを得ない実際の理由があったとはいえ、類似点の多い「異なる」費用統計が生まれた背景には「相乗り」の構造があったのである。

どんな国際比較データがどの期間利用可能な
のか

本動向では、2002年末現在入手可能な各国際機関の費用統計についてその概要を紹介する。表1が入手可能な社会保障費の国際統計の現状である。表2でわかるように、財源を併せて集計しているのはILOとEUROSTATだけでOECDでは支出の統計だけを集めており、財源のデータは収集していない。

なお、ユーロスタット2001『社会保護支出統計』部分翻訳版は国立社会保障・人口問題研究所のホームページでダウンロード形式で公開されている。表7はその一部である。

注

- 1) EUROSTAT ESSPROS MANUAL 1996「ESSPROS マニュアル 1996年度版」国立社会保障・人口問題研究所のホームページ「社会保障部門」から翻訳資料がPDFで入手できる。

参考文献

- 浅野仁子(2001)「社会保障費の国際比較—基礎統計の解説と分析—」『海外社会保障研究』No.134
EUROSTAT (1996) “EUROSTAT ESSPROS MANUAL”
EUROSTAT (2002) European social statistics Social Protection Expenditure and receipts 1980-99, 2001 edition

(かつまた・ゆきこ

国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第三室長)

表1 社会保障費国際統計の利用可能状況(2003年1月現在)

	旧ILO基準 ¹⁾	新ILO基準 ²⁾	OECD ³⁾	EUROSTAT ⁴⁾
日本	1950～1993	1994～2000	1980～1998	—
アメリカ	1949～1992	1994～1995	1980～1999	—
イギリス	1949～1993	—	1980～1998	1980～1999
ドイツ	1949～1993	1994～1996	1980～1998	1980～1999
フランス	1949～1993	—	1980～1998	1980～1999
スウェーデン	1949～1993	1994～1996	1980～1998	1980～1999

注1：ILOホームページで1990-93の3年間掲載、それ以前は刊行物参照。

注2：1994-96の3年間(国によっては2年間)をnew conceptとしてホームページで掲載。

注3：CD-ROMのみでOECD Social Expenditure database2001, 3rd Editionとして販売。(ISBN92-64-09850-X)

注4：印刷物のみでEUROSTATよりEuropean social statistics Social Protection Expenditure and receipts 1980-99, 2001 editionとして販売。(ISBN92-894-2075-8)

表2 「表1」の国際統計のうち財源データの有無

	旧ILO基準 ¹⁾	新ILO基準 ²⁾	OECD ³⁾	EUROSTAT ⁴⁾
日本	1950～1993	1994～2000	—	—
アメリカ	1949～1992	1994～1995	—	—
イギリス	1949～1993	—	—	1980～1999
ドイツ	1949～1993	1994～1996	—	1980～1999
フランス	1949～1993	—	—	1980～1999
スウェーデン	1949～1993	—	—	1980～1999

注：表1に同じ

各国際比較統計の特徴と違い

表3 社会保障費国際統計の比較

	ILO 社会保障費 (旧基準)	ILO 社会保障費 (新基準)	OECD 社会支出統計	EUROSTAT 社会保護費統計
対象国	ILO加盟国		OECD加盟国	EU加盟国
基本区分	制度別収入・支出	機能別収入・支出	機能別支出	機能別収入・支出
範囲 (Scope)	<p>①制度の目的が、治療的又は予防的医療を提供するもの、所得補償を行うもの、あるいは扶養家族に対して補足的給付を提供するものであること 社会保険／公務員／公衆保健サービス／公的扶助および社会福祉／戦争犠牲者</p> <p>②制度が法律によって定められ、それによって特定の個人に権利が付与され、あるいは公的、準公的、もしくは独立の機関によって責任が課せられていること</p> <p>③制度が公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること</p> <p>④給付として設備整備費や借入金の返済などは含まない</p>	<p>①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること 保健医療／老齢／障害／遺族／失業／業務災害／家族・児童／住宅／公的扶助その他</p> <p>②制度が法律によって定められ、それによって特定の者に権利が付与され、あるいは公的、準公的、もしくは独立の機関によって責任が課せられるものであること</p> <p>③制度が法律によって定められた公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関でも良いこと</p> <p>④給付として設備整備費や借入金の返済などは含まない</p>	<p>①制度の目的が、次の社会政策分野のいずれかに対する給付を提供するものであること 老齢現金給付／障害現金給付／業務災害・疾病／疾病給付／老齢・障害者サービス／遺族／家族現金給付／家族サービス／積極的労働市場政策／失業／公的医療支出／住宅／その他移転</p> <p>②上記の社会政策によって公的機関また民間機関による、世帯および個人に対する、公的支出と強制力を持つ私的支出の2種類の費用を計上する(世帯間移転は含まない)</p> <p>③施設整備費などもそれぞれの給付に含まれる</p>	<p>①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること 保健医療／障害／老齢／遺族／家族・育児／失業／住宅／他の分類に入らない社会的疎外</p> <p>②上記リスクまたはニーズの負担を世帯および個人から免除するための公的機関また民間機関からの全ての介入を含む(同時互恵的措置も個人的措置も含まない)</p> <p>③給付として設備整備費や借入金の返済金などは含まない</p>

出所：浅野仁子(2001)

表 4 ILO新基準とEUROSTATの比較

支出の分類		EUROSTAT 社会保護費統計 (ESSPROS)	ILO 社会保障費 (新基準、Cost of Social Security)
A. Social protection benefits 社会保護費用			
老齢	家族/扶養者補助	家族の機能の下で運営されているものを含む	老齢の機能の下で運営されているものを含む
	一括給付	一括給付はその他の現金給付のカテゴリに含まれる。	特定職域群 (Provident) fundsによる一括給付について、別個の“一括給付”の記入枠がある。
	部分年金 (Partial pensions)	特別な項目に記載される。	Normal retirement (通常退職)か Early retirement (早期退職)のカテゴリに含まれる。
	在宅療養手当	特別な項目に記載される。	その他の現金給付に含まれる。
遺族	遺族年金	標退職年齢を超えた受給者に支払われる遺族年金は老齢の機能に登録される。	標退職年齢を超えた受給者に支払われる遺族給付は遺族の機能に登録される。
	家族/扶養者補助	家族の機能に登録される。	遺族の機能に含まれる。
	労働災害	労働災害の機能は設けられていない。	非職業的な障害と職業的な障害に分類されている。後者は労働災害の機能に含まれる。
	家族/扶養者補助	家族の機能に登録される。	障害の機能に登録される。
労働災害	重度障害年金；軽度障害年金	これらの2つの機能は合計されて障害年金として分類される。	障害年金は重度障害年金と軽度障害年金におおの分類される。
	家族/扶養者補助	家族の機能に登録される。	職業に関連した災害、病気、就労不能 (incapability)、死亡は、障害または病気と健康の機能から分離される(含まれない)。
保健医療	家族/扶養者補助	家族の機能に登録される。	可能な限り機能を分解して、障害の機能に含まれる。
	家族計画	家族の機能に含まれる。	このサービスは病気と健康の機能に登録される。
失業	労働市場の理由による早期退職	失業の機能に登録される。	老齢の機能に登録される。
B. Administrative costs 管理費			
		総費用。	機関ごとの合計値。
C. Transfers to reserves 積立金への受入			
Legally required transfers 法的に要求された受入		積立金への受入に含まれていない。	法的に要求された積立金への受入を含む。
Transfer to other schemes その他の制度への移転		個別の社会保護費の集計されたデータとして他の制度への移転を含む。	この調査は国の社会保護データを基にしているため、その他の制度への移転は含まれていない。

出所：浅野仁子(2001)

表 5 OECD と EUROSTAT の比較

支出項目	OECD 社会支出統計	EUROSTAT 社会保護費統計
全ての強制力のない民間社会支出	SOCXには無い	ESSPROSのコアシステムには含まれる
業務災害・疾病(現金給付)	業務災害・疾病	障害/疾病
傷病手当給付(現金) ¹⁾	傷病手当給付	疾病
老齢年金受給者に対する現物給付	老齢者・障害者対象サービス	老齢
障害年金受給者に対する現物給付	老齢者・障害者対象サービス	障害
出産・育児休暇給付	家族現金給付	家族/育児
家族現物給付	家族サービス	家族/育児
雇用促進対策	積極的労働市場政策	ESSPROSのコアシステムには無い ²⁾
障害者雇用促進給付 (Sheltered workshops)	積極的労働市場政策	障害
障害者雇用促進に関連するリハビリ 現物給付	積極的労働市場政策	障害
職業訓練手当	積極的労働市場政策	失業
解職手当(追加補償) ³⁾	失業(公的のみ)	失業
公的医療支出 ⁴⁾	医療	疾病
住宅手当	住宅手当	住宅
低所得者	その他臨時支出	その他の機能
原住民	その他臨時支出	その他の機能

注 1：傷病手当給付(現金)は、その他の現金給付と分割できず、障害者現金給付に分類されている。

注 2：EUROSTATの雇用促進対策は、失業機能として登録される現金給付に限られている。

注 3：解職手当(追加補償)は、EUROSTATでは被用者に雇用契約の廃棄に関して過失が無い場合、理論的には解職手当は、すべての支払を含む。実際には政府や民間大企業による支払のみ計上されている。

注 4：公的医療支出は、Annex to EUROSTAT (1994), Digest of Statistics on Social Protection in Europe, Vol. 5 "Sickness", Luxembourg, and OECD (1998), OECD Health Data 98: A Comparative Analysis of 29 Countries, Paris を参照。

出所：浅野仁子(2001), ユーロスタット2001『社会保護支出統計』

表 6 ユーロスタット「社会保護支出統計」における集計国とその分類

社会保護支出 データのある国	ヨーロッパ 15ヶ国平均	B 3.2 ユーロッパ 11ヶ国平均	B 3.3 ユーロッパ 12ヶ国平均	EEA (European Economic Area)
ベルギー	○	○	○	
デンマーク	○			
ドイツ	○	○	○	
ギリシャ	○	○	○	
スペイン	○	○	○	
フランス	○	○	○	
アイルランド	○	○	○	○
イタリア	○	○	○	○
ルクセンブルク	○	○	○	○
オランダ	○	○	○	○
オーストラリア	○	○	○	○
ポルトガル	○		○	○
フィンランド	○	○	○	○
スウェーデン	○			○
イギリス	○			○
アイスランド				○
ノルウェー				○
スイス				
リヒテンシュタイン				△

注：△の意味は、リヒテンシュタインはEEAに含まれるがここではデータ無し。

EU加盟国以外のデータも収集していることに注意。

表7 ユーロスタット2001エディションにおける各国の社会保障支出合計額

(百万ユーロ)

	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
EU-15											
EU全体の合計											
EUR-11 ¹⁾	690,570*	1,008,216	1,142,281	1,254,744	1,313,619	1,357,370	1,420,474	1,498,930	1,511,273p	1,549,576*	1,616,369*
EUR-12											
EU12カ国の合計											
B ¹⁾	28,932*	38,961	42,220	45,657	50,862	53,132	56,283	57,447	56,835	58,992*	61,491*
DK	20,746	29,322	31,377	33,532	36,840	40,915	43,183	44,124	44,126	45,309	47,319
D	209,349	288,913	360,858	415,167	455,924	480,315	522,317	541,915	530,499	541,814	563,884p
D_90	209,349	288,913	360,858	341,552	372,032	392,297	425,689	440,718	432,466	439,638	457,643p
EL		14,243	14,982	15,842	16,915	17,896	19,342	21,581	24,046	25,494	28,927p
E	41,940	77,411	90,488	99,771	97,928	93,277	95,286	102,129	101,751p	105,132p	109,564p
F ¹⁾	188,584*	254,197	266,996	289,084	316,934	329,500	344,692	360,545	363,113	375,076	388,416p
IRL ¹⁾	5,706*	6,563	7,219	8,023	8,225	8,702	9,220	9,836	11,241	11,442	12,509
I ¹⁾	119,564*	205,434	226,133	238,374	214,295	214,524	200,182	232,324	253,227	257,747p	270,067p
L	1,170	1,796	2,062	2,254	2,610	2,866	3,164	3,309	3,390	3,531	3,854
NL ¹⁾	51,793*	68,828	72,652	78,162	85,055	85,443	92,662	92,263	91,945	93,858	98,866p
A	23,065	32,488	35,220	38,678	43,742	47,615	50,785	51,464	50,643	52,082	55,058
P ¹⁾	3,981*	7,504	9,551	12,176	13,256	14,273	15,305	16,878	17,842	19,467	21,332p
FIN	16,486	26,122	28,882	27,397	24,786	27,723	30,578	30,821	30,787	30,436	31,328p
S											
スウェーデン											
UK ¹⁾	137,876*	170,862	205,327	220,752	227,684	239,413	233,818	251,532	308,870	328,086	349,165p
IS		827	948	958	957	953	993	1,052	1,187	1,323	1,517
NO		23,409	25,442	27,162	27,554	28,140	29,529	31,807	34,250	35,494	39,363
EEA											
欧州経済地域											
CH											
スイス		32,089	36,051	39,672	45,720	50,558	55,528	57,432	58,021	59,997	62,382
SK											
スロバキア											
SI											
スロベニア											

出所：EUROSTAT 2001 Ed Table "C.1.1. Total social benefits"

注1：1980～1989のデータについてはEurostatの推計値、

表記記号説明 p 暫定値、: 計数無し、* 推計値

表 8 ユーロスタット2001エディションにおける各国の社会保障支出対GDP比

	1985	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
EU全体の合計	:	24.4*	:	:	27.5	27.2	27.1	27.3	26.9p	26.5*	26.4*
EU11カ国の合計 ²⁾	24.8*	24.5	25.1	26.2	27.2	26.8	26.8	27.1	26.8p	26.4*	26.3*
EU12カ国の合計	:	24.4	25.1	26.1	27.1	26.7	26.7	27.0	26.7p	26.3*	26.3*
ベルギー ²⁾	26.5*	25.1	25.8	26.1	27.7	27.0	26.7	27.1	26.4	26.4*	26.3*
デンマーク	26.2	27.9	28.9	29.5	31.1	32.0	31.3	30.6	29.6	29.1	28.6
ドイツ	25.6	24.4	25.2	26.6	27.3	27.2	27.8	28.9	28.5	28.3	28.6p
1990年10月3日以前のドイツ	25.6	24.4	:	:	:	:	:	:	:	:	:
ギリシャ	:	21.5	20.5	20.6	21.2	21.2	21.5	22.0	22.5	23.5	24.7p
スペイン	19.0	19.4	20.6	21.8	23.3	22.2	21.3	21.3	20.6p	20.1p	19.5p
フランス ²⁾	27.3*	26.5	27.0	27.8	29.1	28.9	29.0	29.4	29.3	28.9	28.8p
アイルランド ²⁾	22.9*	17.6	18.7	19.4	19.3	18.9	18.1	17.1	15.9	14.8	14.1
イタリア ²⁾	21.4*	23.7	24.1	25.1	25.2	24.8	23.9	23.9	24.6	24.1p	24.4p
ルクセンブルク	22.9	21.2	22.3	22.4	23.1	22.8	22.7	23.1	22.0	21.5	21.2
オランダ ²⁾	30.6*	30.9	31.0	31.5	32.0	29.1	29.2	28.4	27.6	26.7	26.4p
オーストリア	26.4	25.9	26.1	26.7	28.0	28.8	28.7	28.6	27.8	27.4	27.7
ポルトガル ²⁾	12.8*	13.3	14.6	16.1	18.0	18.7	18.5	19.1	19.0	19.5	19.9p
フィンランド	22.9	24.2	28.9	32.7	33.7	32.9	30.9	30.7	28.5	26.4	26.0p
スウェーデン	:	:	:	:	38.1	36.7	34.6	34.0	33.1	32.7	32.3p
イギリス ²⁾	22.9*	21.9	24.6	26.8	27.8	27.4	27.1	27.1	26.5	26.1	25.8p
アイスランド	:	16.6	17.3	17.9	18.4	18.0	18.6	18.4	18.2	18.3	18.7
ノルウェー	:	25.7	26.7	27.8	27.8	27.2	26.3	25.6	25.1	27.0	27.3
欧州経済地域	:	24.4*	:	:	27.5	27.2	27.0	27.3	26.9p	26.5*	26.5*
スイス	:	17.8	19.2	21.1	22.6	22.9	23.6	24.7	25.7	25.5	25.9
スロバキア	:	:	:	:	:	:	19.1	19.8	19.4	20.0	20.0p
スロベニア	:	:	:	:	:	:	:	25.5	26.1	26.1	25.9

出所：EUROSTAT 2001 Ed Table "C 1.3.Total social benefits 対 GDP 比"

注 1：次の国のGDPはESA95で算出されている。ベルギー、デンマーク、ギリシャ、1991年以降のドイツ、1995年以降のスペイン、1990年以降のフランス、1990年以降の
アイルランド、1990年以降のイタリア、1995年以降のルクセンブルク、1994年以降のオランダ、1990年以降のポルトガル、1993年以降のフィンランドとスウェーデン、
イギリス、アイスランド、ノルウェー、スロベニア、スロバキア、オーストリアとスイス他の国についてはGDPはESA79で算出されている。

注 2：1980年と1985年のデータは欧州連合統計局推計値による。

表記記号説明 p 暫定値、: 計数無し、* 推計値